【1986 年 3 月 27 日】「老人保健法等の一部を改正する法律案」における加入者按分率の 修正に関する要望

健康保険組合連合会老人保健対策本部

「老人保健法等の一部を改正する法律案」における加入者按分率の修正に関する要望

今国会に提出されています「老人保健法等の一部を改正する法律案」においては、医療 費拠出金の加入者按分率を一〇〇パーセント(昭和六十一年度は八〇パーセント)に引上 げることとしています。

この加入者按分率の引き上げは、制度間に著しい負担の不公平をもたらすこととなります。また、これはサラリーマンや企業に対して大幅な負担増を強いるものでありまして、 このことは実質的増税にほかなりません。

以上の趣旨から、「老人保健法の一部を改正する法律案」中の医療費拠出金の加入者按 分率については、現行の老人保健法第五十五条第二項の規定どおり五〇パーセントと修正 されるよう要望いたします。

昭和六十一年三月二十七日

健康保険組合連合会老人保健対策本部本部長 今宮 信雄

自由民主党三役ほか各政党首脳 殿